２　健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の前項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の合計額の総額については、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額と改定月から同年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項第二号及び第三号の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額を合算した額とする。

第二条第二項の表及び同条第四項の表中「解散した」を「解散をした」に改める。

第四条第四項中「二分の一」を「三分の二」に改める。

第十一条の二の見出しを「（令和六年度及び令和七年度における後期高齢者負担率）」に改め、同条中「令和四年度及び令和五年度」を「令和六年度及び令和七年度」に、「法第百条第三項」を「法第百条第二項」に、「百分の十一・七二」を「百分の十二・六七」に改める。

第十三条第七項第一号、第十七条及び第十八条中「及び法第百十七条第二項の規定による拠出金」を「、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金」に改める。

第二十五条の二を削り、第二十五条の二の二を第二十五条の二とする。

第二十七条の次に次の三条を加える。

（出産育児支援金に関する法の規定の読替え）

第二十七条の二　法第百二十四条の八において出産育児支援金について法第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条の見出し	保険者	後期高齢者医療広域連合
第四十一条	保険者、	第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）
	保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者	後期高齢者医療広域連合及び解散をした後期高齢者医療広域連合の権利義務を承継した後期高齢者医療広域連合
第四十三条、第四十四条及び第四十六条	保険者	後期高齢者医療広域連合

（後期高齢者医療広域連合の合併等の場合における出産育児支援金及び保険者の合併等の場合における出産育児関係事務費拠出金の額の算定の特例）

第二十七条の三　第二条第一項の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十一条の規定による出産育児支援金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し	保険者	後期高齢者医療広域連合
第二条第一項	保険者、	後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）、
	保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者（以下「成立保険者等」	後期高齢者医療広域連合又は解散をした後期高齢者医療広域連合の権利義務を承継した後期高齢者医療広域連合（以下「成立後期高齢者医療広域連合等」
第二条第一項第一号	保険者	後期高齢者医療広域連合
	債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務	債務
第二条第一項第二号及び第三号	保険者	後期高齢者医療広域連合
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに	ロに

２　第二条第一項の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十一条の規定による出産育児関係事務費拠出金の額の算定の特例について準用する。この場合において、第二条第一項第一号中「債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務」とあるのは「債務」と、同項第二号及び第三号中「次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに」とあるのは「ロに」と読み替えるものとする。

（出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金並びに延滞金の徴収の請求）

第二十七条の四　第三条の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十五条に規定する延滞金をいう。次項において同じ。）の徴収の請求について準用する。この場合において、第三条中「当該保険者の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとする。ただし、厚生労働大臣の指定する保険者に係る当該請求は、厚生労働大臣」とあるのは、「当該後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の所在地の都道府県知事」と読み替えるものとする。

２　第三条の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十四条第三項の規定による出産育児関係事務費拠出金及び延滞金の徴収の請求について準用する。

第二条から第四条まで　削除

附則第十五条を削り、附則第十六条を附則第十五条とする。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第七条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「掛金及び国の補助」を「費用の負担」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　費用の負担

第二十九条の次に次の二条を加える。

（出産育児交付金）

第二十九条の二　各年度の法第三十四条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する技術的読替え）

第二十九条の三　法第三十四条の二第二項の規定により健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十二条の規定を準用する場合においては、これらの規定（健康保険法第百五十二条の三第二項の規定を除く。）中「各保険者」とあり、「当該保険者」とあり、「当該各保険者」とあり、及び「保険者」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる健康保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。